【資料２】

条例検討会の役割及び今後の進め方について

平成25年6月20日
新潟市障がい福祉課

条例検討会設置までの経緯

年月日	内　　容
平成23年6月 ～平成24年2月	新潟市障がい者施策推進協議会（現：新潟市障がい者施策審議会）に「（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会」を設置し， 「（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会報告書（※【資料3】参照）」をまとめる
平成24年3月21日	新潟市障がい者施策推進協議会から市へ，「『（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例』の制定についての提言書（※【資料4】参照）」が提出され， その中で「条例制定のための検討委員会」の設置が提言される
平成24年7月23日 ～平成24年8月3日	「共生社会づくりへの関心・意識」についての市政世論調査を実施（対象：一般市民4，000人）
平成24年8月1日～17日	相談支援事業所への差別案件の調査を実施（対象：委託相談支援事業所10事業所）
平成24年12月20日	平成24年度第2回新潟市障がい者施策審議会において， 「国の差別解消法の動きと並行して，市独自の条例について検討すべき」との意見が出される

市としては，国の差別解消法の動向を注視しつつも，施策推進協議会の提言から1年近くが経過していることなどを考慮し，

条例検討会を開催して，基本条例について検討することとした。

※障がいを理由とした生きづらさ・差別等の事例の募集（平成25年4月21日～6月20日）

条例検討会の役割等

○（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会開催要綱（※【資料1】参照）

（目的）

第1条　障がいのある人の公正・平等の取り扱い，差別の禁止，虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め，障がいのある人の人格及び人権が尊重されること，また，障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを目的とする「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例（以下「基本条例」という。）」の検討を行うため，基本条例検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条　検討会は，次に掲げる事項について検討する。

（1）基本条例に関すること

（2）その他必要事項

※想定している具体的な検討事項

①基本条例の必要性・独自性

②差別解消法の分析

③差別事例の分析

④条例案の検討

⑤紛争解決の仕組み　など

（役割）

1. 提言書・意見書及び障害者差別解消法の分析を行うともに，基本条例の目的・必要性・独自性について検討すること
2. 差別事例の分析を行い，「何が差別と感じられ，どのような生きづらさを感じているか」共通認識を持つとともに，その解決方法について議論すること
3. 「中間とりまとめ（案）」について議論すること
4. 「条例（案）」について議論すること

※　市が「条例（案）等」を作成するにあたり，基本条例に関する様々な事項について議論すること。

議決手続きによる意見集約など組織体としての意思決定を行う手続きはできない。

（委員の任期）　平成25年6月1日～平成26年5月31日

国及び他自治体の動向

1．障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）批准に向けた国の動向

障害者権利条約とは・・・・・障害者の人権及び基本的事由の享有を確保し，障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として，
障害者の権利の実現のための措置について定めたもの（※【参考資料１】参照）
※平成18年12月に国連総会で採択され，平成19年9月に日本が署名

（1）障害者基本法（内閣府）

年月日	内　　容
平成23年8月5日公布 平成24年5月21日施行	改正障害者基本法（※【参考資料２】参照） 【主な改正内容】 ① 目的規定を見直し，「全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」等を規定 ② 障害者について，「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義 ※「障害者総合支援」法により，障害者の範囲に「難病」が追加 ③ 社会的障壁について，「障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義 ④ 差別の禁止について，「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことに加え，社会的障壁の除去について、「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことを追加

（2）差別解消法（内閣府）

年月日	内　　容
平成24年　9月14日	障害者政策委員会・差別禁止部会が， 「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』に関する差別禁止部会の意見」をまとめる（※【参考資料3・4】参照）
平成24年10～11月	意見書をもとに，パブリックコメントを実施
平成25年　4月26日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法案）」を，平成25年通常国会に提出（※【資料5・6】参照）

（3）教育分野（文部科学省）

年月日	内　　容
平成24年　7月23日	中央教育審議会初等中等教育分科会・特別支援教育の在り方に関する特別委員会が， 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめる 【報告書のポイント】 ・共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの構築の方向性を定めた。平成26年度に「就学相談・就学先決定のあり方に係る制度改革」を実施予定

（4）雇用分野（厚生労働省）

年月日	内　　容
平成25年　3月14日	労働政策審議会・障害者雇用分科会が，「今後の障害者雇用施策の充実強化について（意見書）」をまとめる
平成25年　4月19日	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を，平成25年通常国会に提出

【改正のポイント】

① 雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止

② 障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）

③ 苦情処理・紛争解決援助

（5）その他

・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成23年6月24日公布，平成24年10月1日施行）

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成24年6月27日公布，平成25年4月1日施行）

2. 他自治体の動向

（1）条例を制定済の自治体

年月日	名　　称
平成18年10月20日公布 平成19年7月1日施行	【千葉県】障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
平成21年3月31日公布 平成22年4月1日施行	【北海道】北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
平成22年12月14日公布 平成23年7月1日施行	【岩手県】障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例
平成23年3月9日公布 平成24年4月1日施行	【さいたま市】誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
平成23年7月1日公布 平成24年4月1日施行	【熊本県】障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
平成23年12月15日公布 平成24年4月1日施行	【八王子市】障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

※上記制定済条例の共通点

① 障がい者の差別の禁止又は人権の擁護について規定

② 合理的配慮について規定

③ 紛争解決の仕組みについて規定

（2）条例制定を検討中の自治体

・京都府，別府市，長野県，鹿児島県など

条例検討会スケジュール（予定）

回数	日　程	検　討　内　容	備　考
第1回	平成25年　6月20日（木）	○座長及び副座長の選出 ○検討会の役割及び今後の進め方について ○提言書・意見書について ○差別解消法について	
第2回	平成25年　7月18日（木）	○差別事例の分析 検討分野：①福祉，②医療，③商品販売・ｻｰﾋﾞｽ提供	各検討分野に係る関係課及び関係団体へ参加を依頼予定
第3回	平成25年　8月22日（木）	○差別事例の分析 検討分野：④労働，⑤教育，⑥建物・公共交通	
第4回	平成25年　9月19日（木）	○差別事例の分析 検討分野：⑦住宅，⑧情報・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ，⑨その他	
第5回	平成25年10月17日（木）	○「中間とりまとめ（案）」について	
第6回	平成25年11月21日（木）	○「中間とりまとめ（案）」について	
		【各区で市民との意見交換会】	
		【市が「条例（案）」を策定】	
第7回	平成26年前半	○「条例（案）」について	
第8回	平成26年前半	○「条例（案）」について	
第9回	平成26年前半	○「最終とりまとめ（案）」作成	

※国の関係法律の動きにより，スケジュールの見直しを行う場合がある